

横浜市港湾局

横浜港ご利用の皆様 各位

10月30日から国EDI経由の

電子申請を2手続き追加します

～「入港料減免申請」と「船舶運航動静通知」～

国では平成21年10月30日（金）午前0時から、府省共通ポータル（次世代シングルウィンドウ）に港湾管理者宛の電子申請手続きの追加を行います。

これに伴い横浜港では、同日から府省共通ポータル経由の申請について、これまでの「入港届」「係留施設使用許可申請（入港前手続）」に加えて、新たに「入港料減免申請」と「船舶運航動静通知」の2手続きを追加します。

■ 横浜港の電子申請手続一覧（10/30以降）

| 電子申請窓口 | 手続き名（申請の名称） |
|---------------------------------------|---|
| 府省共通ポータル (NACCSセンター) | ① 入港届 ② 係留施設使用許可申請（入港前統一申請） ③ <u>入港料減免申請</u> 【今回追加】 ④ <u>船舶運航動静通知</u> * 【今回追加】 |
| 横浜市港湾局 EDIシステム (横浜市港湾局) | ⑤ 岸壁使用許可申請書（ふ頭扱い船） ⑥ 岸壁定期使用許可申請書 ⑦ 船舶運航動静通知* ⑧ 時間・水先人・曳船変更届 ⑨ 物揚場使用許可申請 ⑩ 上屋・荷さばき地使用（継続）許可申請 ⑪ 上屋・荷さばき地使用完了届 ⑫ 重量物橋型起重機使用許可申請書 |

* 船舶運航動静通知を含め、これまで横浜市港湾局EDIシステムを利用して申請していた手続は、今までどおり行うことができます。

※ 裏面もご覧ください。

- ★ 今回の府省共通ポータル稼動に伴い、10月25日（日）午前6時から、既存の「入港届」や「係留施設使用許可申請」の入力画面が一部変更になるほか、横浜市港湾局EDIシステムの「ガントリークレーンコード」が現行の3桁から統一コード（5桁）に変更になります。

＜参考＞現行コードの前に「Y」、後に「G」が付きます

例：T04（現行）→YT04G（変更後）

- ★ 府省共通ポータルと横浜市港湾局EDIシステムでは、船舶運航動静通知の申請項目に相違があります。そのため、府省共通ポータルを利用して横浜港宛に申請する場合は、備考欄に補記していただく項目があるなど、入力の注意点がいくつかあります。

詳細は 10 月中に横浜市港湾局EDIシステムホームページ
(<https://www.port.city.yokohama.lg.jp/SSO/index.html>)
でお知らせします。

なお、府省共通ポータルを新規にご利用になる際は、NACCS（ナックス）センターに利用申込を行い、府省共通ポータルの利用者IDとパスワードを取得してください。

◆府省共通ポータルの利用契約関係資料の入手先(NACCSセンターHP)

http://www.naccs.jp/riyoumoushikomi/riyoumoushikomi_index.html

◆利用申込等の問合せ先（NACCSセンター地域サービス課）

電話 0120-794-521（044-520-6280）

FAX 0120-794-522（044-522-6284）

◆入力方法・操作方法の問合せ先（NACCSセンターヘルプデスク）

電話 0120-794-550（044-520-6270）

FAX 0120-794-529（044-520-6259）

E-mail help@naccs.jp

港湾局港湾情報課 IT 推進係

電話 671-7278 FAX 671-7158

Email : kw-it-suisin@city.yokohama.jp